女性活躍推進法に基づく

男女の賃金の差異の情報公表につきまして

区　分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	76.3%
正規労働者	84.2%
非正規労働者 (パート・嘱託)	86.0%

対象期間　　令和 7 年度(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

パート労働者については、正規労働者の所定労働時間(1 日 8 時間)で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している。

育児短時間労働者の場合は人員を 1.0 で算出している。

社会福祉法人 進和学園